



ひとり親家庭のしおり

1. 児童扶養手当制度

所得制限あり

(児童が18歳になった日以降、最初の3月31日まで)

ひとり親家庭の父母または養育者(祖父母など)を対象に、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の手当を受給できます。

※毎年8月に現況届の提出が必要です。

2. ひとり親家庭等医療費助成制度

所得制限あり

ひとり親家庭の父母または養育者とお子さんの医療費を助成します。通院医療費の助成は児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

※入院医療費の助成は所得制限がありません。→ただし、助成は受診前に申請している必要があります。
※毎年8月に更新手続きが必要です。

離別

1児童扶養手当
2ひとり親医療費助成

死別

原則①②③のみ※
1公的年金(遺族年金)
2ひとり親医療費助成

必要書類

- ①マイナンバーカード(通知カード可) <申請者・対象児童・扶養義務者分>
- ②健康保険資格確認書またはマイナポータルの資格確認画面の提示 <申請者・対象児童分>
- ③本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証など) <申請者分>

※既に遺族年金受給中の場合は前年の年金受給額がわかるもの(年金支払通知書等)も必要

- ④通帳(申請者名義のもの)
- ⑤年金手帳または年金番号がわかるもの(申請者分)
- ⑥その他必要書類

●戸籍関係情報は原則マイナンバーにより確認しますが、必要に応じて紙の戸籍謄本をご提出いただく場合があります。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子・父子・寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るための貸付制度があります。(富山県)



4. 自立支援給付金事業

経理事務、介護職員初任者研修など、指定された教育訓練を受講した場合の受講料の一部を支給します。

5. 高等職業訓練給付金事業

看護師や保育士などの資格取得のために養成機関で修業している期間の生活費を支給します。

※母子父子寡婦福祉資金貸付、自立支援給付金、高等職業訓練給付金を受けたい方は、事前にご相談下さい。



制度に関すること、心配ごと・悩みごと等、お気軽にご相談ください。
母子父子自立支援員が丁寧に相談に応じます。



その他について

- ・放課後児童クラブについて
児童扶養手当受給者(全部停止者除く)は、利用料が減免になります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。
- ・就学援助制度について
学用品費や給食費などを援助する制度です。詳しくは小中学校または教育委員会教育総務課へお問い合わせください。



お問い合わせ

滑川市教育委員会 子育て応援課 TEL:076-475-1489